

参議院議員 島村 大 レポート

2019年 10月号 vol.54

発行元：自民党神奈川県参議院選挙区第三支部

横浜市保土ヶ谷区帷子町 1-40-1-2F



秋の臨時国会が始まりました！

10月4日、第200回国会が招集されました。会期は12月9日までの67日間、参議院選挙後の新体制で臨んでいます。同日、安倍総理の所信表明演説が行われました。

- ◆一億総活躍社会の実現 ①教育の無償化、②生涯や難病のある方の活躍、③全世代型社会保障（多様な学び、多様な働き方、安心できる社会保障制度）
- ◆地方創生 ①成長戦略（強い経済）、②農産物輸出の加速、③災害に強い故郷づくり、④インバウンドと中小・小規模事業者の成長、⑤経済最優先
- ◆外交・安全保障 ①自由貿易の騎手として、②地球儀を俯瞰する外交、③新時代のルールづくり、④第四次産業革命（デジタルデータの発展）

「未来を見据えながら、教育、働き方、社会保障、我が国の社会システム全般を改革していく。令和の新しい国創りの道しるべは憲法。200回目の今国会こそ憲法審査会においてしっかり議論したい」

政府与党としては法案15本、条約2本の成立・承認を目指します。また、この国会中には天皇陛下の即位礼正殿の儀をはじめとする各式典が行われます。国民の皆様とともに心から祝意を捧げたいと思います。

10月4日 開会日



本会議前の議員総会



登院ボタン！



国民生活・経済調査会

二期目スタートの役職が決定しました

選挙後最初の国会も、引き続き厚生労働委員会の所属となりました。理事ではなくなったことで初心に立ち返り、一委員としてしっかりと腰を据えて議論したいと思います。また、初めての行政管理委員会及び国民生活・経済に関する調査会では理事を務めることになりました。久しぶりの国会。新たな気持ちで張り切ってスタートを切りました。頑張ります！

* 島村大の新しい役職 *

〈参議院〉厚生労働委員会委員、行政監視委員会理事、北朝鮮拉致問題等特別委員会委員、国民生活・経済調査会理事

〈自民党〉厚生労働副部長、組織運動本部団体総局次長、一億総活躍推進本部幹事 など

〈その他〉日本・ガーナ友好議員連盟幹事長、国民歯科問題議員連盟事務局長 など

軽減税率制度

10月1日から消費税率が10%になりましたが、皆さんの日々の生活における負担を抑えるため、特定の品目については、税率が8%に据え置かれています。

●どんな品目が対象になるのですか。

軽減税率の対象品目



飲食料品 (お酒・外食を除く)



定期購読契約された
週2回以上発行されるもの

新聞

その他の品目は

10%

(標準税率)



軽減税率(8%)
標準税率(10%)

テイクアウト・宅配等



8%

外食



①テーブル、イス、カウンターなどの飲食設備がある場所において
②顧客に飲食させるサービス

10%

ケータリング・出張料理等



顧客が指定した場所で調理などを行うサービス

10%

飲食料品

(食品表示法に規定する食品)

II

人の飲用または食用に供されるもの



お酒

(酒税法に規定する酒類)



10%

有料老人ホームでの飲食料品の提供・学校給食等

8%

医薬品

医薬部外品等

10%

一体資産 (一部が対象)



食品と食品以外の資産が一体になった価格のみが示されている一体資産 (カップ付きの紅茶セットなど) は
①税抜価額が1万円以下
②食品の価額の占める割合が3分の2以上
という2つの条件を満たす場合に、軽減税率の対象となります。

●買い物をする時に変化はありますか。

①レシートの記載内容が変更

購入した商品・サービスによって、税率が異なることとなります。適用されている税率は、以下のようにレシートを見れば確認できます。

軽減税率制度実施前のレシート (~2019年9月末)	軽減税率制度実施後のレシート (2019年10月~)
ジミンストア TEL 05-XXXX-XXXX 2019年09月23日(月)16:30	ジミンストア TEL 05-XXXX-XXXX 2019年10月02日(水)16:30
国産豚ロース 570円 たまねぎ 98円 生姜 152円 キャベツ 180円 ビール 1080円 ----- 対象計 2,080円 (内税額 154円)	国産豚ロース * 570円 たまねぎ * 98円 生姜 * 152円 キャベツ * 180円 ビール * 1100円 ----- 8%対象計 1,000円 (内税額 74円) 10%対象計 1,100円 (内税額 100円)
合計 2,080円 お預り 2,100円 お釣り 20円	合計 2,100円 お預り 2,100円 お釣り 0円

※内容はイメージです

②商品やサービス提供時の意思確認

スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどでも、テーブルやイスなど飲食に用いられる設備がある場合、売り手は販売時点で適用税率を判断するため、店内での飲食か、持ち帰りか、お客様に確認をすることになります。

- 持ち帰り(テイクアウト) → 8%
(飲食料品の購入として軽減税率の対象になる)
- 店内飲食(イートイン) → 10%
(外食として軽減税率の対象にはならない)

軽減税率制度に関するお問い合わせ先

消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
 電話番号 フリーダイヤル 0120-205-553
 ※ナビダイヤル: 0570-030-456もご利用いただけます(要通話料)
 受付時間 9:00~17:00(土日祝除く)
 ※令和元年10月は土日祝も受付

◇ 参議院議員 島村 大 事務所 ◇

<https://www.shimamuradai.jp/>

(神奈川県事務所) 横浜市保土ヶ谷区帷子町1-40-1-2F

TEL 045-333-1800/FAX 045-333-1820

(国会事務所) 千代田区永田町2-1-1

TEL 03-6550-0415/FAX 03-6551-0415

参議院議員会館 415号室

<https://www.facebook.com/Kanagawa.shimamura>